

平成29年第6回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成29年12月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成29年12月13日

4. 出席議員(16名)

1番 尺田耕平	2番 竹爪憲吾
3番 立花慶三	4番 諏訪本光
5番 沖田ゆかり	6番 片川学
7番 時光良造	8番 民法正則
9番 荒瀧穂積	10番 大瀬戸宏樹
11番 藤本哲智	12番 山野千佳子
13番 久保隅逸郎	14番 中原裕侑
15番 馬上勝登	16番 山吹富邦

5. 欠席議員(なし)

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	岩田秀次
企画担当部長	宗條勲
民生部長	光本一也
建設部長	沖田浩
教育部長	民法勝司
総務部次長	西村隆雄
民生部次長	時光良弘

建設部次長	貞永治夫
建設部技術次長	林武史
教育部次長	横山大治
財務課長	桐木和義
地域振興課長	西岡隆司
企画担当課長	西川伸一郎
税務課長	立花太郎
高齢者支援課長	加島朋代
住民課長	堀野辰夫
子育て・健康推進課長	隼田雅治
生活環境課長	堂森憲治
都市整備課長	穂坂俊彦
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	藤川千浪

~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 三村伸一 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 6号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 3 報告第 7号 専決処分した熊野東中学校普通教室棟大規模改修工事(第1期)請負契約の変更の報告について
- 日程第 4 議案第 53号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の改正に関する協議について
- 日程第 5 議案第 54号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例案について

日程第 7 議案第 56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第 57号 熊野町老人福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 9 議案第 58号 熊野町社会体育施設及び熊野町立学校体育施設の指定管理者の指定について

日程第 10 議案第 59号 平成29年度熊野町一般会計補正予算(第3号)について

日程第 11 議案第 60号 平成29年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第 12 議案第 61号 平成29年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第 13 議案第 62号 平成29年度熊野町上水道事業会計補正予算(第2号)について

~~~~~

## 9. 議事の内容

(開会 9時30分)

議長(山吹) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第1、一般質問を行います。

4番、諏訪本議員の発言を許します。諏訪本議員。

~~~~~

4番(諏訪本) 4番の諏訪本でございます。一般質問の最後になりましたが、一つよろしくお願ひします。ある意味ではことしのトリになりますんで、いい回答を前向きにいただきますよう、一つよろしくお願ひいたします。

本日は二つの質問をお願いしたいというように思います。

最初に、熊野町の筆産業について、今回で3回目の質問になりますが、前回までの町長答弁で、総論的には行政からも振興施策を提案しながら積極的にやっていくというような発言をいただいております。その後、どのような状況なのか。

質問にもありますように、いたずらにただ時間が経過しているだけというような気がしております。町制施行100周年の記念事業も迫ってまいりました。次の100周年を見据えた筆産業、本日は特に毛筆関係に限って話をしたいというように思っております。こういったことの振興施策を検討することが、ほんとまさに迫られているのではないかとこのように思っております。本日はそのことについてお聞きしたいというように思います。

もう一つは、農業の振興についてですが、本町では唯一の認定農業者さえ経営が苦しい状況にあるというように聞いております。今後のまちの農業をどのようにされるのか、お聞きしたいというように思います。

そういう中で、先日の農業祭で町長さんのほうから、新しい農業の取り組みについてというお話がありました。これについて、どういう内容なのかということをお聞きしたいというように思っております。いずれもなかなかすぐに回答が出せれるような問題ではないんですが、一つ前向きな回答をお願いしたいというように思っております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~  
議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~  
町長（三村） 諏訪本議員の二つの御質問、「筆産業の振興について」と「農業の振興について」の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の「筆産業の振興について」でございますが、かねてから議員からも御指摘いただいておりますように、町と熊野筆事業協同組合など関連団体が連携し、将来を見据えて取り組まなければならないと考えております。前回の答弁でも申し上げましたが、行政側からのアプローチとなりますと、やはり熊野筆というブランドを周知拡大するための筆文化の継承、あるいは情報発信ということがメインになろうかと考えております。このため、筆の里工房の機能強化を図るとともに、周辺整備により観光交流拠点として充実させるほか、各種イベントの支援等を通じて、支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。また、今後も関係者との協議を重ね、筆産業界が必要とし、かつ行政課題と考えられるものに対しまして、積極的な支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、2番目の「農業の振興について」でございますが、引き続き、農地利用の集

積・集約化の推進に努めるとともに、新規の農業従事希望者への就農支援施策等を通じ、収益性の高い営農対策や農業の担い手確保に向けた取り組みを支援してまいります。

また、農業振興の面で直ちに効果が発現するものとは考えておりませんが、地場の農産品を使用した新たなまちの魅力創造事業に取り組みたいと考えており、それにはJAを初めとする農業関係者の御支援が必要となりますので、さきの農業祭でその一端を申し上げたものでございます。

詳細につきましては、企画担当部長から答弁をさせます。

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

企画担当部長（宗條） 諏訪本議員の「筆産業の振興について」と「農業の振興について」の二つの御質問に、詳細にお答えいたします。

まず、筆産業の振興についてでございますが、筆産業への町の支援策、特に毛筆産業に対する支援といたしましては、熊野筆事業協同組合による後継者育成事業や、筆まつり及び筆の日のイベント事業への実行委員会補助、筆の里工房の運営を通じた筆文化の継承、情報発信などの支援を行ってまいりました。また、昨年8月には、中小企業地域資源活用促進法に基づきます「ふるさと名物応援宣言」を行い、地域資源であります熊野筆を生かした開発、販路開拓に向けた取り組みに対しまして、支援を行ったところでございます。

筆産業への今後の振興支援に際しましては、筆事業協同組合など、関係者との協議をもとに、効果、効率的な支援策の構築に努め、改善点があれば改めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の「農業の振興について」の御質問に関し、御説明をいたします。

町長が答弁申し上げた「まちの魅力創造事業」は、観光政策としての新たな取り組みを検討しているものでございます。今後、本町が観光政策を推進するに当たり、観光資源の中身、いわゆる観光コンテンツの充実が大きな課題の一つと捉えております。

訪日観光客や国内旅行者を取り込み、地域活性化を図るには、熊野筆や筆の文化を初めとする本町の既存の地域資源を観光資源として整えるとともに、新たなまちの魅力を創造・開発する必要があると考えております。

民間企業の調査結果ではございますが、おいしいものを食べるのが国内観光の楽し

みの最上位となっております。確かに、集客力の高い観光地の多くには、観光客向けに、地域性を踏まえた個性的で魅力的な「食」が存在いたしております。こうした背景から、本町が昨年度に策定しました観光戦略におきましても、一層充実すべきコンテンツの一つに「食」を掲げております。

本町には伝承されております郷土料理があり、御当地グルメの開発等にも手がけてきたところでございますが、これらに加え、本町の地域資源である自然環境を活用した、地場の農産品による新たな「食」の魅力づくりなど、もう一押しの取り組みを進めるため、これらに寄与いただける人材の育成を、可能であれば新年度から進めてまいりたいと考えております。

観光は経済波及効果が高く、裾野の広い産業であると言われております。今後新たに取り組む「まちの魅力創造事業」に、農業を初めとする産業の振興といった将来的な視点を折り込んでおくことは、極めて重要であると考えております。現在、事業化に向け検討中であり、詳細な説明は差し控えたいと存じますが、取り組みの主旨等につきましては、以上のとおりでございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） ありがとうございます。

最初に、筆産業の振興にかかわるといふことのほうから質問をしたいと思っております。

先ほど町長のほうから説明がありましたけれども、結果的にはやはりいろんな面からという側面的な支援であるというように捉えております。私はそういう中で、やはり以前から申し上げておるのは、町のほうが主体的にやはりやらなければならないんじゃないかということを思っております。

ただ、このことに関しては、町長さんも主体的にやろうというような発言も多少あったりもしたことはありますんで、全くその姿勢がないわけではないというように思っております。ただ、これはいろいろその解釈等もありますんで、ここで議論はしたくはありません。ただ、主体性という、町としてもやはり主体性は持っていたきたいなというように思っております。

そういう中で、私はやはりしっかりした現状分析といえますか、流れをきちっとやっぱり踏まえておくことが大事なんではないかというように思います。

時間をかけて私もしたいとは思いますが、細かな分析ではありませんけども、例えば、流れからいえば、筆文化といいますか、筆記用具ですね。筆記用具の変化、鉛筆であったりボールペンの開発であったりという中で、筆というものの需要、必要性がなくなってきたというような傾向もあります。あるいは世界の物流の変化といいますか、かつては絵筆で西ドイツ産のものが当時日本に入ってきたというような時代もありました。それが最近では中国産のものが特に毛筆関係ではたくさん入ってきたという中で、日本の毛筆産業が苦しい状況に置かれておるといようなこともあります。

そういう中で、書道という日本の文化ですね、これをやっぱり次の世代へきちっとつなげなきゃならないというふうに思っておりますけども。そういう中で、全国一の筆の生産量を誇る筆のまち熊野という、この役割はやはり大きいというふうに思っております。

昨年の6月ですか、28年6月のときに書き初めについて世界遺産登録の議会での議決をしたのを思い出しましたが、やはりこれらあたりはかなり期待もあるかなと思ったりもしております。ただ、我々が甘いのかもわかりませんが、あのときに調べたときに、書道については既にもう中国、このたびちょっと調べてみますと、2カ国というからどこかなと思ったらモンゴルなんですね。中国とモンゴルが書道の世界遺産登録をしておると。こういったことに関しては、ちょっと我々と申しますか、我が国の動きが遅かったんじゃないかなというように思っております。

先ほども言いましたけども、私は派手さはなくても地道にしっかりした日本流の書道文化を確立すべきではないかというように考えております。町としてはどのように考えておられるかお聞きしたいというように思います。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 宗條企画担当部長。

~~~~~

企画担当部長（宗條） これまでの答弁と重なる部分がございますが、お答え申し上げます。

行政が主体的に対応すべきものには二つの観点での取り組みがあるというふうに考えてございます。まず1点目でございますが、伝統的工芸品熊野筆の保護と育成という観点でございます。本町におけます毛筆づくりの伝統を後世に引き継ぐための後継者の

育成などの取り組みでございます。2点目は、熊野町、あるいは熊野筆のブランド力向上の観点でございます。筆の里工房や学校等における筆文化継承のための取り組み、筆に関する各種イベントの振興、メディア報道等を意識した広報であるとかPRといった取り組みでございます。

議員御指摘のとおり、筆文化を次世代につなげる取り組みは極めて重要であるというふうに考えておまして、こういった取り組みは引き続き、町も主体的に推進してまいりたいというふうに考えております。

来年度、筆の里工房周辺の観光交流拠点施設整備に本格的に着手する予定となっております。毛筆文化の継承でありますとか、熊野筆ブランドの情報発信など、筆の里工房の拠点性を一層高めるとともに、インターネット等を活用した熊野町、あるいは熊野筆の魅力発信のための人材育成というものも今後進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） ある意味では、回答もこれまでの繰り返しに近いですね。同じようなことを私も質問したりしよるんですけども、なかなか前に進んでないというようなことを思っております。

当局のほうでは工房での書道体験等、あるいは社会見学、こういったようなことを中心にという話です。あるいは、こういったところを通しながら、熊野筆のブランドを情報発信しておるといようなことですが、余り私、ゆっくりしちゃおれんのかなというように思っております。ゆっくりしておると、ほんと言葉はきついですが、100年後に熊野から筆が消えとるかもしれんというようにすることも私は危惧しております。やはり具体的に動かねばならない時期に来とんじやないかなというように思っております。

前回の回答の中で、町長さんより、出前による修学旅行生の書道体験を初めとする各種提案については、事務レベルで筆組合との協議、検討を進めるよう指示を出しているという発言をいただきました。これについて、その後どのような状況なのか、お聞きしたいというように思います。よろしくお願ひします。

議長（山吹） 西岡地域振興課長。

地域振興課長（西岡） 出前によります修学旅行生への書道体験につきましては、実現はいたしませんでしたが、筆組合、商工会との協議の上、今年度、東京商工リサーチによります国内筆市場に関する需要動向調査を商工会において行っていただいているところでございます。1985年以降の生産量、売り上げ、年齢、性別によります熊野筆のイメージ調査、あと熊野筆の課題等を調査いただいているところでございます。

また、後継者育成事業につきましては、筆組合が実施主体となりまして来年度で10年を経過いたします。これまでの取り組みにつきまして検証し、よりよい後継者育成に向けての協議をすることとしております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） いろんな取り組みにはまだこういったデータが十分そろってないという、調査ですか、市場調査というようなこともされるようですけども、やはり後継者の育成であるとかいったようなことにつきましては、これは私からいえば筆が売れば生産は追いついていくというふうに思っております。しかし、両方から攻めていくのも大事なことだと思しますので、ぜひとも期待したいというように思います。

前回までの町長の回答の中で、筆組合の積極的な姿勢を望まれたり、連携はしてきているけども、思い切った施策は実行できていないというようなことを御発言いただいております。

私ちょっといろんなことを思うのに、よくいろんな事業の展開の中で産官学という取り組みがあります。産の筆組合筆関係、それから官の町当局との間に学、大学が入ってやらないと、ちょっと長年の課題を突破しようと思ったら、こういった新たな取り組みやら、組織等を通じないと、なかなか組織が動かないんじゃないかなというようなことを思っております。こういったことについて検討する気はあるか、ないかというようなことも含めてちょっとお聞きしたいと思っております。

実際には総合計画あたりでやっておられるという話は聞いておりますけども、私はこ

の筆関係に関しては特化して、このことだけについて産官学の体制を組んではいかがかというように思っております。

ちょっと調べたりしますと、赤穂市の緞通、下へ敷くじゅうたんみたいなものですね。こういったのも一時は一遍途絶えたものを復活させたりと、あるいは金沢や京都の伝統工芸品の復活やら再生、まちづくりに関連して我々が視察に行った、例えば京都の南丹であるとか、綾部市、こういったところでは市民参加であるとか、大学と一緒に連携して、全部が全部成功しておるとは思いませんけども、そういう動きをしております。やはり熊野町でもそういった動きが必要なんではないかなと、ちょっと新しい風を入れる必要があるのではないかとこのように私は思っておりますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

~~~~~  
議長（山吹） 町長。

~~~~~  
町長（三村） 貴重な意見だと思いますけども、やはり筆組合という伝統的な組織がございます。これにかわる組織というのは、非常に歴史もありますし、なかなか難しい問題であります。

先般も筆組合理事長と1時間近く意見交換をいたしました。筆組合の経営状況、それから職員構成、後継者育成事業、今後のあり方、多岐にわたり率直な意見を交換したんでございますが、やはり現在、筆組合の売り上げが、原毛販売ですね、これは主に原毛販売なんですけども、激減しております。相当落ち込んでおまして、今後、筆組合そのものの職員構成、それから後継者育成事業、それから各種イベントへの参加、こういったものを大幅に見直しをしていく必要があるということでございます。非常に厳しいということでございます。

町といたしましても、筆組合が存続の危機にあるとの認識のもと、今後どのような援助ができるのか、またどのような援助が組合にとって重要なのか、有効なのか、これまで以上に組合と連携を密にしていく必要があると思っております。

町もベストを尽くしますが、筆組合も町の援助を待つのみではなく、積極的にみずから汗をかいてもらいたいという気持ちであります。やはり行政の援助というのは基本的には側面的なものでございまして、やはり各組合の構成員の皆さんが、確かに存続の危機に各社あると思うんですが、それ以上に結束してやっていこうではないかという意識

も非常に大事でありまして、役場の側から、これやれ、あれやれというのは、今かえって負担に感じておるといふことも組合長はおっしゃられておりました。そういった面があることを我々はしっかり受けとめなければならないと考えております。

全国に伝統工芸品が約200から300、今指定されております。この中で本当に地場産業としてやっていっているのは1割ないと考えております。熊野町もその一つでありまして、確かに熊野町は書道筆、毛筆が原点であります。やはり議員がおっしゃられたように、需要がなければ生産は伸びません。そして、外から見た場合に、熊野町が頑張っているという評価は、やはりこの落ち込みを化粧筆によってカバーしてきているという評価であります。これは正直なところ外部からの評価である。

だから、今後は、書道筆、この技術を伝承すべき、私も筆屋ですから、だと思いますが、やはり書道筆のみによって成り立つとは考えておりません。やはり総合的に化粧筆なり、また次の筆といいますが、なかなか見当たらないんですが、こういったものを総合的に加えて、筆のまちとしての存続を図っていききたいなという思いが私の思いであります。

以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） ありがとうございます。

一つは、私は筆組合のあり方というんですか、役割といいますが、機能の持ち方もある意味では検討すべきではないのかなと。要するに、前の質問のときに申し上げましたが、筆組合そのものも随分組織改革をされ、何年も、戦後何度も組織改革をされながら来ておられる。そういう中で筆組合の役割であるとか、そういったこともある程度検討しながら、先ほど言いました産官学であるとかというようなことについて、当事者同士じゃなしに、第三者に入ってもらって検討することが必要ではないかというように思っております。

町長さんも言われましたように、最後いろんな中でやはりきちっとした日本の文化として、決してもうこれからどんどん生産量がふえたりとかいったようなことは期待できないかもわかりません。そういう中で、やはり少しでもいいからきちっとした日本の文化として、この書道、毛筆にかかわる書道、これをやはり構築していく、つくっていく、

そういうことが必要ではないかというように思っております。

いろいろな話をお聞きしましたが、やはり先ほど言いましたように、もう少しいろいろな面で現状分析やら、これに対する対策というようなことが何ができるかというようなこと、どうやったらいいかというような大きな構想やら理想を描きながら、その目標に向かって少しずつでも歩み続けることが私は大事なのではないかというように思います。諦めてしまっただけではいけないというように思っております。少しでも着実にでも、一歩ずつでも歩み続けるということが大事だというふうに思います。

そういう中で、一つこれはまたお願いなんですけど、そういったようなことも踏まえて、いろいろなこれまで筆産業にかかわって私も質問してまいりました。そういう中で、少しずつでも前に進めたいというふうに思っております。そういう中で、組合等と色々な話をされまして、できれば私がさっき言いました現状分析を、私も時間をかけてしようと思っておりますけども、町の方でも、あるいは筆組合のほうでも、ここまでこの状況を踏まえて次どうすべきかという具体策を検討してもらいたい。

それについて、できましたらまたいつになるかわかりませんが、またこの筆関係の質問をするときには、そういった現状分析等について経過報告といいますか、どのような状況で進んでおるかというようなことをまたお尋ねしたいというように思いますが、いかがですか。そういったことは説明してもらえますでしょうか。

~~~~~  
議長（山吹） 町長。

~~~~~  
町長（三村） 現状分析は大事なことで報告したいと思うんですが、今までもいろいろ原毛の調査とか、はっきり言ってモンゴルの毛であるとか、それから沖縄ですかね、あの地方も原料にならないとか、いろいろやってきてるわけでごさいます、いろいろ原料関係からもいろいろ組合としても、それに対して町は補助をしております、いろいろな面で。こういった補助が有効なのかどうか、もう一度検証してみたいと思っております。

確かに今、先ほど申し上げたように筆組合が売り上げが半減しております。職員も、職員構成、かなり厳しい状況にあると思います。だから、組合が今後どのような形で残るべきか。やはり筆組合というものがなければ、確かに古い体質は持っておりますが、これは熊野の象徴的な存在でありまして、外部から見たときに、やはり組合そのものが

なければ、筆の産地としてのブランドといいますか、イメージを大きく損ないますので、何としてでも組合というものは存続していただきたいと思っております。

理事長も同意見であります。もうずばり聞きました。組合というものの存続についてどう考えるかとお聞きしましたら、筆組合は存続させると。ただ、存続させるために非常に厳しい状況なんで、今後組織体制、それから各種イベント、こういったものを洗い直して、新しい体制といいますか、そういうものを構築していきたいということでございますので、私もわかりましたと、そういう面でいろいろともに協議していきましようということでございます。

今言われた産官学につきましても、もう少し落ちついてから、本当に大学の知恵をかりるのはいいんですが、いろんなところでやっています。産官学という響きはいいんですが、ちょっと形骸化してる組織もかなり全国的にも多いもんですから、実際に書道筆とか、毛筆の技術というのは、学校の先生にはわからん面がたくさんあるんで、理論だけ先行して会合だけ重ねても意味がないとこがありますので、非常に視点としてはいいんですが、実効性のあるそういった組織というものを筆組合とも今後検討してまいりたいと思いますし、そういう動きがあれば逐次報告させていただきたいということでございます。

以上です。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） ありがとうございます。ほんと、私は抜本的にといいますか、組合のあり方そのものを含めて検討してもらいたいというふうに思っております。

一つ今後とも、この熊野にとってどう言いますか、日本一の筆のまちというていつまでも言えるように、やはり我々汗を流していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っておりますので、一つよろしくお願いしたいと思えます。

次に、農業のほうについて質問したいというように思います。

先ほど町長さんのほうから農業祭のときのことの発言はいただきました。私はちょっと別の角度から受けとめておったんで、ちょっと私からいえば期待外れだったんですけども。このことについては特に議論をしようとは思っておりません。

町長さんが言われた観光戦略という中での農業を初めとする産業振興や、それに伴う

食に関する人材育成など、ある意味では間接的に農業の振興につながるというように思っております。ぜひとも一つよろしくお願ひしたいというように思います。

農業の振興については、これまで私も、それから立花議員もこれまで質問してきました。理論や方法を私はもうこの段階で、協議する段階ではないというように思っております。具体的に、もう要するに誰が、どの団体が農業を推進するのかと。農業従事者の高齢化等を考えると、現状を放置することはできないと。これを放置することは、即田畑を荒らすことになる。早急の手当をお願ひしたいというのは前から申し上げておありでございます。

この農業について、これまでの質問と変わりませんが、今後どのような方向を、今ほんと迫った状況で町はどのように考えておられるのか、お聞きたいというように思います。よろしくお願ひします。

~~~~~

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（穂坂） 具体的にどの団体が中心となって取り組むのかという御質問でございますけども、町におきましては、農業委員会や農地中間管理機構とも連携をいたしまして、地域農業者の皆様に農地利用の集積、集約化に取り組んでいるところでございますけども、課題も多く、現状から見ますとなかなかうまく進んでいない状況であると認識しております。

過去には、大型機械の導入や農地の集約によりまして、作業時間の短縮や生産コストを下げることが出来ます圃場整備や、地域での集落営農に向けて集落法人の設立を働きかけてまいりましたけども、実施の機運が盛り上がりなかつたこともあり、本町の農地の多くが小規模で変形した農地のままであることや、見ず知らずの人に農地を貸すことに不安をお持ちの地主さんも多いということから、貸し出せる農地が点在いたしまして、借り手が望まれております狭い範囲である程度の面積がありまして、整形された農地が生み出されないことも要因ではないかと考えております。しかしながら、国の農業施策面を見ましても、今年度限りで米生産農家に対する直接支払い交付金も廃止されるなど、政策の見直しが進んでおります。

このような中、持続可能な農業とするためには、一個人ではなく、協同、または組織で安心・安全な収益性の高い作物を、集積・集約化された農地で生産、販売していく手

法しかないように考えられますし、そうした取り組みによりまして、もうかる農業とい  
たしまして、新たな若手参入へつながっていくのではないかと考えております。当事者  
であります農地所有者さんが団結して、協同して取り組まれるということであれば、町  
といたしましてもそうした取り組みに対しまして、国の支援策活用等によりサポートし  
てまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） 熊野町がいろんな面で専業農家にはならず、やはり筆産業があったり、  
あるいは近くに工場もあったりする中で、農業の重要性ですか、こういったことが軽視  
というんですかね、軽くなって、農業のいろんな面での取り組みがおくれておるとい  
うように思っております。そういう中で、やはり先ほど言われましたもうかる農業向け  
てぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、農地の所有者の皆さんの団結といいますか、意識の向上も大事なんだとい  
うように思っております。これも先ほどの筆の問題じゃないんですが、やはり熊野町が、  
町のほうがということで私は期待をしております。

ことしの春の段階で新しく農業委員会の組織も改編なり、適正化推進委員会というの  
も整備されましたので、期待したいということで前から申し上げてるとおりでござい  
ますが。一つ、その中で、熊野町の唯一の認定農業者である熊野ファーマーズが経営が苦  
しい状況にあるというようなことを聞いております。このファーマーズについて少しお  
聞きしたいと思います。この認定されたのはいつなのか。そして、町としての支援とい  
いますか、どのような支援をされておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

都市整備課長（穂坂） 認定農業者制度ということでございますけども、農業経営基盤  
強化促進法に基づきまして、町が作成いたしました基本構想に定める農業経営の目標達  
成に向けまして、農業者みずからの創意工夫に基づきまして、経営の改善を計画的に進  
めようとする農業経営改善計画を町が認定いたしまして、将来の地域の担い手として重

点的に支援策を講じようとするものでございます。

熊野町におきまして、認定農業者を平成26年2月にファーマーズMさんを平成31年2月までに5年間で認定しております。そのファーマーズMさんなんですけども、町内で約3ヘクタールを農地中間管理機構を通じまして農地の出し手の方から借り受けられまして、キュウリやナス、ハウレンソウなどを育てられまして、市場に出荷されております。町といたしましては、引き続き、この認定農業者の新たな多収益作物栽培など、より経営安定に資する取り組みに対しまして、県農業委員会とも連携した支援を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~  
4番（諏訪本） だから、26年に認定をされてということですね、5年間。だから、この認定農業者制度は今説明いただきましたが、要するに私が調べたんでは、農業経営基盤強化促進法に基づくとこのように聞いております。それで県が基本方針を10年計画で組む、そして町も同じように基本計画を10年で組むと。そういったことに対して農業者のほうに応募するといいますか、という流れですよね。それで、中間年の3年のときに一つの報告を出す。5年後にまた報告を出すという流れだと思いますけども。

やはりそういう中で今厳しい状況にあるという中で、町はやはりそういったことに関して、やはりこのファーマーズあたり、つぶしてはいけないと思うんですね。やっぱり育てていかなきゃいけない。熊野の本当はやはり農業に関する希望の星ですよね。やはりこれを育成していかなきゃいけないと思うんですけども、町はこれ、町が認定をするわけですよね。だから、指導は町にあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はいかがですか。

~~~~~  
議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~  
都市整備課長（穂坂） 農業経営改善計画の履行に向けまして努力されておりました、その達成に向けて、町のみならず、県とか農地中間管理機構も含めまして、不定期ではございますけども、事業所、現場のほうに訪問させていただきまして、その相談に応じ

るなどサポートを図っているというところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） これはぜひとも育ててもらいたいというふうに思うんですけども、ちょっと聞くところによれば、隣の阿戸町では、こちら側から行きましたら右手になるんですかね、熊野の海上側過ぎてすぐ右手のほうへ圃場整備が進んで、何か元気のいい話ですが、サッカーの元Jリーガーがその農業経営に取り組むんだというような話を聞きました。熊野からすぐのところですから、えっと熊野と変わった環境ではないと思うんですけども、こういったところでもそういった取り組みがなされておると。ぜひとも先ほどありましたように、農地の所有者等の団結等も、意識改革も含めて、熊野で農業がある程度希望の光が見出せるように取り組んでいかなきゃならないと私も思っております。

先日もテレビでやっておりましたが、尾道の野菜パパイアですか、このあたり発想を変えて、熊野でもいろんなこれをせえというんじゃないかなしに、ほかのことも含めて取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと思います。何か聞くところによれば、呉では酒米に対する支援をしておるとかいう話も聞きました。そうすれば、例えば熊野でも一応酒蔵があるわけですから、酒米をつくるというようなこういった支援というようなことも考えられないかなと思っております。

いずれにしても、とにかく今農業は、もう誰が、どの団体が、いつ、何をどのようにすべきかという、ほんと迫られた状況に来とんじゃないかと思えます。ぜひとも一つ先ほども言いましたように、ほんと農業が消えないように、熊野のまち、ほんと町のフレーズにも「緑豊かな」という言葉も使っておりますんで、荒れた緑じゃないに、実りのある緑豊かなまちに熊野町をしていただきたいというふうに思っております。

本日はなかなか答えの出しにくい質問を2問させていただきました。しかし、いろんな面でこれは、この二つの問題は熊野町の命運をにぎるといいますか、大きな課題だというふうに思っております。引き続き、主体的な誠意ある取り組みをお願いして、質問を終了させていただきたいというふうに思います。今後ともよろしく願いいたします。

~~~~~

議長（山吹） 以上で諏訪本議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第2、報告第6号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第6号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額の報告につきましては、平成29年8月2日に、西部地域健康センターの指定管理者である特定非営利活動法人熊野人材センターの職員が、役場駐車場内において、熊野町在住の方が運転する車に接触し車に損害を負わせたものでございます。この事故により、自動車修理費に要した費用の22万7,983円について損害賠償額として示談が成立したことから、専決処分をしたものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

~~~~~

議長（山吹） これより日程第3、報告第7号、専決処分した熊野東中学校普通教室棟大規模改修工事（第1期）請負契約の変更の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第7号、専決処分した熊野東中学校普通教室棟大規模改修工事（第1期）請負契約の変更の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

平成29年3月議会において御承認いただきました熊野東中学校普通教室棟大規模改修工事（第1期）の請負契約につきまして、2階、3階手すり取りかえ及び天井、壁のモルタル撤去補修等の追加工事が必要となったため、町長の専決処分事項の指定について第4号の規定により、工事請負金額の変更契約を専決処分したものでございます。

ここに報告申し上げます。

議長（山吹） ただいまの報告に対する質問はありませんか。大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 今の説明で、手すりの取りかえというふうなことでしたが、これは設計段階で、手すりという目に見える部分の場合、設計段階である程度わかるものじゃないかと思うんですよね。それをやってみて取りかえなきゃならなくなったというようなことかと思うんですが、これのいきさつをちょっと説明していただきたいと思います。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 設計のほうでは御指摘のとおり入っておりませんでした。現実に工事に入りますと、手すりがございます、根元のほうがさびておりましたので、危険だということで3階。それから、今回の工事は3階だけだったんですが、2階のほうもやはり当然危険だということで、2階、3階のほうを工事をしたというわけでございます。やはり御指摘のとおり、設計段階で細かく見ておればこういったところはできたんじゃないかというのを反省しております。

以上でございます。

議長（山吹） 大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） そうですね、特にこの手すりの根元とかが傷んでるなんていうのは、当然これ見る部分だと思うんですよ。だから、追加工事といいましょうか、後からふえてくるといのはあつてはいけないような部分だと思いますので、今後は十分気をつけていただきたいと思います。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 同じ内容の質問が1点あったんですね。今大瀬戸議員が指摘されたこと。それと、もう一つ詳細をお聞かせ願いたいんですね。

これ600万近い額ですね、500万。なぜこのような金額が設計段階ではっきり出てこなかったのか。今説明によると手すりの根元、東中学校の手すりですね。これどこの手すりですかね。我々、この間文教で視察させていただいたんですが、私が見た部分で、手すりの交換というところで、根元の部分で600万、どうも納得いかないんですね。モルタルの補修等ということも議運で御説明いただいたんですが、もっと詳しく詳細をお教えいただきたいんです。その説明によると軽微な変更のように聞こえました。これ500万から600万近い追加ですね。よくあるんですね、専決処分で。設計の管理業務等、どうなっとるんだらうかなというところで、詳細をわかりやすく教えていただけますか。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 手すりの取りかえでございますけれども、設計段階ではやっぱり目視を主にやっています。当初、塗装の塗りかえ、それから一部悪い部分が見えますんで、当然そこらは鉄製でございますので補修ということで見とおったようでございます。実際に工事に入りまして、根元もやっぱりケレンを全部するわけでございますけれども、そうしてみるとやっぱり鉄の中の部分が腐っておったり、さびておったというのがかなり多く見つかりまして、安全を考慮いたしまして、取りかえということで判断したわけでございます。

当然、金額としましては距離が1階、2階、東中学校は長くございますんで、当然やっぱりそのぐらいの金額が必要になってまいります。

それから、モルタルの一部の補修でございますけれども、これまでの大規模改修を何回かやっておりますけれども、内部のモルタルの浮きというのは特に余りございませんでした。あっても少し補修程度で済むものでございましたけれども、今回調査いたしますと、やっぱり結構今回は多くございました。

今後でございますけれども、やっぱり打音検査を、今までは少なかったということではございませんでしたけれども、次回からやっぱり今の手すりのところとか、モルタルの浮き部、内部の打音検査というのもちょっとするように指示をいたそうと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 済みません。今のモルタルの関係のところはようわかったんですね。手すりですね。どこの部分の手すりだったんですかね、これ。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 東中学校の南側でございますけれども、あそのコンクリートのベランダの立ち上がりがございます。その上に約20センチか30センチぐらいの手すりがついておりますけれども、それが今落下防止で1メートル10センチ必要でございますけれども、コンクリートの高さが約9センチぐらい。その上に手すりがついております。その手すりでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） そうですね、あの部分ですね。私も学校の環境を整えていただくためのお願いをしたときに、あの部分を指摘させていただいたと思うんです。前回、文教で視察に行ったときに、非常にきれいにさせていただいておるなど。感激して、文教委員皆帰ったところなんですね。あの部分ってそんなにかかりますか。この500万近いお金というのはモルタルがほとんどですか。手すりの根元部分が傷んでることによって発生した金額だということをおっしゃられたわけですね。この金額というものの根拠は、手すりを強調された議運の説明だったんですが、モルタルが大半という理解でよろしいんですかね。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 議員おっしゃるとおりで、手すりの部分については半分ぐらいでございます、それとモルタルが約その半分ぐらい。その他もろもろございますんで、やっぱり小さいところはどうしても出てまいりますんで、その辺を全部足しますとこれ

ぐらいになったということでございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） その点につきましては理解いたしました。

モルタルの剥離とか等についての補修をされたということですね。その原因は何だったんでしょうかね。被覆の問題、鉄筋からのコンクリへのかぶり厚の薄さ、これ東中学校、我々が見ても随分感じるんですよ。鉄筋からのコンクリ厚のかぶりが、かぶり厚が薄い。それによって鉄筋がさびてコンクリの剥離を起こしたという状態が東中学校は非常に多いんじゃないかと思うんですが。もしそういうことであつたのであれば、鉄筋に対する処理はなされたんでしょうかね。

議長（山吹） 林建設部技術次長。

建設部技術次長（林） 今回の主な内容というのは内部でございまして、外部のほうは当然外壁改修で見えておりますので、その数量に大した変更はなかったんですが、内部の場合には、どういたしますか、コンクリートに昔でございましてモルタルを塗って仕上げております。どうもそのモルタルを塗ったときの乾燥状態とか、付着状態が悪かったようでございまして、その部分の補修でございます。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 理解いたしました。いずれにいたしましても、こちらから大きな声をお願いしてやっていただいていることなんで、クレームを申すべきことではないと思っております。これ基本的な認識でございますが、いずれにいたしましても、大瀬戸議員もおっしゃったとおり、設計段階でもうちょっと力を入れていただきたい。見落としが非常に多い。専決処分、専決処分と後から報告されるのはみやすいことでしょうけど、大きな予算がたんびに動いております。もうちょっとしっかり、人員が足らるのであればも

うちちょっと、以前から申し上げてるとおり考えていただくなり、今の段階でやられるのであれば、それなりの設計監理というものをしっかりしていただきたいと思います。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質問なし」の声あり）

議長（山吹） 以上で報告を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

（休憩 10時29分）

（再開 10時45分）

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第4、議案第53号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の改正に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第53号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の改正に関する協議につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

市町負担金の区分の追加に伴う広島県後期高齢者医療広域連合規約の改正について、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

広域連合では、各市町に設置する情報連携用端末機器を更新し、平成31年4月に新システムの本稼働を予定しております。現行の規約では、端末機器の設置台数にかかわらず、一律に共通経費として「均等割」「高齢者人口割」「人口割」により各市町の負担額を決定されており、各市町で端末機器の設置台数に差があることから、不均衡が生じてしまうこととなります。

このため、今回、端末機器を2台以上設置する経費については新たに「経費割」を設け、追加設置する市町の負担とするよう、広域連合規約に所要の変更を行う必要が生じたものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第53号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） お諮りします。これより日程第5、議案第54号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第6、議案第55号、特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第54号及び日程第6、議案第55号を一括議題とすることに決定いたしました。

議長（山吹） これより日程第5、議案第54号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第6、議案第55号、特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第54号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第55号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の改定内容に準じ、年間の期末手当を0.05カ月分引き上げるものでございます。この改正により、年間の総支給月数は3.3カ月となり、議員1人当たり年間で約1万5,000円の増額となります。

続きまして、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましても同様に、人事院勧告に基づく国の改定内容に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

内容につきましては、年間の期末手当について0.1カ月の引き上げを行い、総支給月数は一般職と同様、年間で4.4カ月となります。影響額といたしましては、年間で約25万7,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第54号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第54号については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第55号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第 7、議案第 5 6 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第 5 6 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である人事院や広島県人事委員会等の勧告に基づき、職員の給料や勤勉手当について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 西村総務部次長。

総務部次長（西村） それでは、議案第 5 6 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の 7 ページ、資料 4 をごらんください。

初めに、1 の「趣旨」でございます。提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は、人事院勧告や広島県人事委員会等の勧告、また地方公務員の給与改定に対する国からの要請を踏まえ、給料及び勤勉手当の改定について関係規定の改正を行うものでございます。

それでは、個別の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。2 の「改正内容」をごらんください。

まず、（1）の給料でございますが、平成 2 9 年 4 月分の給与におきまして、公務が民間を下回っていたことから、初任給や若年層を中心とした幅広い階層で給料表の引き上げを行います。この改正による給料表の引き上げ幅は、おおむね 0.2 % となります。

次に、（2）の勤勉手当でございますが、民間の特別給との均衡を図るため、平成 2 9 年 1 2 月分の支給月数を、0.85 カ月から 0.95 カ月へと 0.1 カ月の引き上げを行います。

また、(3)の勤勉手当につきましては、平成30年度以降について、引き上げ分の0.1カ月を6月分及び12月分に均等に配分する内容ですので、資料の表にもございますように、勤勉手当の年間支給月数に変更はございません。

なお、給料の引き上げ改定に伴うはね返りといたしまして連動して算定される地域手当、管理職手当、時間外勤務手当等の各種職員手当につきましても約40万円、広島県市町村職員共済組合に対する共済費につきましても約95万円の増額となります。

施行日につきましては、4に記載のとおり、給料及び平成29年度の勤勉手当に係る第1条の改正内容は、平成29年4月1日に遡及して適用し、平成30年度の勤勉手当に関する第2条の改正内容は、平成30年4月1日から施行いたします。

説明は、以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第56号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第8、議案第57号、熊野町老人福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第57号、熊野町老人福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町老人福祉センターの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、町民会館の空調改修工事に伴い、浴室の存続について費用対効果など総合的に検討した結果、浴室のみ別途ガスボイラーが必要なこと、また利用者が1日当たり10名程度と少ないことなどから、熊野町老人福祉センター内の浴室を廃止することとしたため、所要の変更を行うものでございます。また、主な変更といたしましては、使用料を定める別表の浴場の欄を削除することでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大瀬戸議員。

10番（大瀬戸） 浴室を廃止するということだと思んですが、これを廃止された後、浴室の使い方といいましょうか、浴場の使用方法とか、改修して何かに使うとか、そういう予定はどうなっておりますか。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 現在、御存じのように浴室、浴槽があったりタイルということで、これを改修するといいましてもかなりの費用がかかるということで、差し当たってはこれにする、あれにするという計画は持っておりません。正直申し上げまして、当面は倉庫程度しか使用できないんじゃないかということで考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 沖田議員。

5番（沖田） 同じ質問ですので、いいです。

議長（山吹） ほかにありませんか。諏訪本議員。

4番（諏訪本） これについては以前説明があったかと思うんですが、住民の方でまだ十分その後も使いたいという方への案内が十分届いてないような話を聞いておりますので、十分周知をお願いしたいというように思います。

議長（山吹） 民法教育部長。

教育部長（民法） 町民会館のほうで入り口のほうには張り出しておりますけれども、再度、今回この条例改正もございましたので、ホームページ等周知してまいりたいと思います。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第57号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第57号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第9、議案第58号、熊野町社会体育施設及び熊野町立学校体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第58号、熊野町社会体育施設及び熊野町立学校体育施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

当該施設につきましては、平成17年4月からNPO法人熊野健康スポーツ振興会を指定管理者に指定し、運営管理を行ってまいりました。この間、施設の適正管理はもと

より、町民の生涯スポーツの推進、施設利用者の確保に努力をされております。また、地域住民等のボランティアを活用し、町民グラウンド施設の改善を行うなど、地域に根差した活動もされております。

こうしたことから、当該法人においては今後も生涯スポーツの普及及び施設の適正かつ効率的な管理運営をなされるものと判断し、引き続き5年間、指定管理者とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） 今お聞きしますと17年からということになりますと22年ですか、随分長期にわたってこの団体に対して指定管理をお願いしてあるということですが、長いというのがいいか悪いかということも、よしあしもあると思いますので、そこら辺のことも一つ考えてもらいたいというふうに思います。

そういう中で、私も随分熊野町のスポーツに長いことかかわってきた中で、かつて教育委員会の中の生涯学習課でもって熊野町のいろんなスポーツの行事に携わってこさせてもらいました。そういう中で、やはり今聞くとところによれば、月に1回ぐらいは教育委員会のほうとこの指定管理者のほうとで定期的に会合というんですか、連携をしておられるという話を聞いておりますけども、ここら辺のところをやっぱり十分話を進めていただいて、やっぱり地域に根差した、やはり私の感覚でいいますと、教育委員会が、生涯学習課が見た当時の活動と今のNPOのほうへ依頼した活動とでは、ちょっとずれがあるように思っております。

先ほどの町長さんの説明では随分そういったこともある程度配慮はしてるということではありましたが、こういったことはやはり大事なことで、一つ十分な連携、あるいは地域性等に十分考慮していただいて、以前から私も一般質問で言ったりしてまますけども、やはり子供会、地域単位の子供の活動ですよね、こういったところへもしっかり十分配慮していただいた活動をお願いしたいというふうに思っております。意見として。

議長（山吹） 答弁はいいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第58号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第58号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第10、議案第59号、平成29年度熊野町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第59号、平成29年度熊野町一般会計補正予算（第3号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,372万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億4,759万5,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

町長（三村） 内田副町長。

副町長（内田） 平成29年度熊野町一般会計補正予算（第3号）案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。補正予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。

11款 分担金及び負担金の1項 負担金では、9月以降の豪雨により小規模災害が

発生した水路の改修に伴う地元負担金 15 万円の増額、9 月 7 日に発生した農地災害の復旧工事に伴う農林災害復旧費負担金 150 万円の増額でございます。

12 款 使用料及び手数料の 1 項 使用料では、くまの・みらい交流館の利用見込みにより 30 万円の増額でございます。

13 款 国庫支出金の 1 項 国庫負担金では、事業費の増に伴う障害者自立支援等諸費国庫負担金 1,930 万円の増額、過年度分の精算に伴う介護扶助費等国庫負担金の追加交付により 17 万 9,000 円の増額でございます。

2 項 国庫補助金では、地方公共団体情報システム機構負担金の増に伴う、個人番号カード交付事務費補助金 296 万円の増額。

12 ページをお願いします。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、社会保障・税番号制度関係のシステム改修に伴うもので、総務費分 200 万 4,000 円、3 段下がって、民生費分 154 万 5,000 円の増額、再度上のほうに行っていたきまして、制度改正等によるシステム改修に伴う障害者自立支援等諸費国庫補助金 149 万 1,000 円の増額、放課後児童健全育成事業の事業費増に伴う子ども・子育て支援交付金 1 万 4,000 円の増額、9 月 7 日に発生した農地災害の復旧工事に伴う農林水産業災害復旧費補助金 150 万円の増額でございます。

3 項 国庫委託金では、国民年金事業の事業費増に伴う基礎年金等事務費交付金 25 万 6,000 円の増額でございます。

14 ページをお願いいたします。14 款 県支出金の 1 項 県負担金では、事業費の増に伴う障害者自立支援等諸費県費負担金 965 万円の増額でございます。2 項 県補助金では、放課後児童健全育成事業の事業費増に伴う子ども・子育て支援交付金 1 万 4,000 円の増額でございます。

16 款 寄附金は、ふるさと納税の見込みにより 1,276 万 9,000 円の増額でございます。

続いて、17 款 繰入金は、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金 3,371 万 1,000 円の増額でございます。定住促進拠点施設整備事業の追加工事に係る公共施設等整備基金繰入金 610 万円の増額でございます。

16 ページをお願いいたします。19 款 諸収入は、臨時職員等社会保険料納付金 28 万 4,000 円の増額でございます。

続きまして、18 ページからが歳出となります。人事異動や人事院勧告等を踏まえた

人件費の調整のほか、過年度の国及び県の補助金・負担金の精算に係る返還金、財源更正などを計上しております。これらを除く各事業の主な内容について、御説明いたします。

20ページをお願いいたします。2款 総務費の2項 企画費では、企画一般事務事業において、ふるさと納税の増に伴う記念品料や、その他の事務に係る経費344万4,000円の増額、元西公民館の跡地での定住促進拠点施設整備事業において、施設整備工事の追加工事として実施する舗装工事及びカーテン設置工事に要する経費613万4,000円を増額するものでございます。

22ページをお願いいたします。4項 戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳等事業において、マイナンバーカード等への旧姓併記に対応するためのシステム改修等に係る委託料の増、地方公共団体情報システム機構負担金の増により697万4,000円の増額でございます。

26ページをお願いいたします。3款 民生費の1項 社会福祉費では、障害者総合支援事業において、平成30年度の制度改正に対応するためのシステム改修に係る委託料の増、利用者の増等に伴う扶助費の増により4,158万4,000円の増額、熊野町国民年金事業において、国民年金法に基づく届け書の電子媒体化に対応するためのシステム改修に要する経費25万6,000円の増額。

続いて、28ページになります。介護保険一般事業において、勤務実態に応じた嘱託職員の任用替えに伴う科目の組み替え、及び人件費の調整に伴う繰出金の減により186万9,000円の減額でございます。

32ページをお願いいたします。3項 児童福祉費では、放課後児童健全育成事業において、児童クラブ支援員の社会保険加入に伴う社会保険料及び費用弁償の増により115万4,000円の増額でございます。

36ページをお願いいたします。5款 農林水産業費の1項 農業費では、鳥獣被害防止対策事業において、有害鳥獣の捕獲数の増に伴う有害鳥獣捕獲報奨金9万円の増額、単町農業基盤整備事業において、9月以降の豪雨により小規模災害が発生した水路の改修に要する経費300万円の増額でございます。

続いて、38ページをお願いします。2項 林業費では、林道維持管理事業において、串掛林道の補修に要する経費50万円の増額でございます。

40ページをお願いいたします。7款 土木費の4項 都市計画費では、建築開発一

般事業において、年度未完了予定の大型工事に係る工事監理及び検査業務に係る時間外手当2万9,000円の増額、42ページをお願いします。熊野町公共下水道事業繰出金において、人件費の調整及び償還金利子の増に伴い52万9,000円の増額でございます。

続いて、9款 教育費の2項 小学校費では、小学校施設維持管理事業において、上下水道料の増、及び第四小学校の漏水箇所特定調査に伴う光熱水費の不足分として、第一小学校では38万円、第四小学校で71万円をそれぞれ増額するものでございます。

44ページをお願いいたします。6項 社会教育費では、人権啓発事業において、人権啓発講演会へ手話通訳を配置するための経費の増、及び公民館人権講座の講師派遣の科目を組み替えたことにより9,000円の減額。

続いて、46ページをお願いします。町立図書館運営事業において、司書の勤務体制変更に伴う社会保険料の増、最低賃金対応に伴う賃金の不足により74万1,000円の増額でございます。

48ページをお願いいたします。10款 災害復旧費の1項 農林水産施設災害復旧費では、農地及び農業用施設災害復旧事業において、9月7日に発生した農地災害の復旧工事に要する経費330万円を増額するものでございます。

平成29年度熊野町一般会計補正予算(第3号)案についての説明は、以上でございます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~

9番(荒瀧) 36ページ、37ページ、農林水産事業の鳥獣被害の件でございます。一般質問でも熱心に質問された内容でよくわかった気もしておりますが、この要望はどちらから出た要望をここへ予算化されたのでしょうか。

~~~~~

議長(山吹) 穂坂都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長(穂坂) 今年度の実績でございますけども、この29年度の11月まで

のイノシシの実績が125頭、平成28年度につきましての同月実績が。

要望ということでございますけども、特に駆除ということで持ってきていただく報奨金の合計をそれぞれカウントしているところでございますけども、その中で例年に比べまして非常にたくさんの実績が上がっておりますこと、また一般質問の答弁でもお答えしましたけども、捕獲のおりが、箱わながふえたことによりまして、適切に管理されていることでふえたということでさせていただいたところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~

9番（荒瀧） じゃあ特別農業委員会から御要望があったわけでもない。ある意味じゃあ、一般質問でいえば猟友会のほうがかなり御要望されたという御理解でよろしいでしょうかね。

~~~~~

議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（穂坂） 要望といたしますより、町の判断ということで、捕獲者に対する労をねぎらうということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~

9番（荒瀧） 町の判断は、実は今米ももうできてないんです。熊野の農業って露地物でございますから、大豆もないんです。今イノシシは実は多産系でございますして、亥の子祭りというのは、実は家族がふえるのを喜ぶためのお祭りなんですね。だから、彼らはどんどんどんどんふえるんですよ。この時期に何ぼたたいてもしょうがない時期なんです。

今つくられているのは大根とか白菜というのは自家使用のものでございまして、今とっても余り生産性、国がいいますGDPを伸ばそうという政策です、今。農業も輸出しようという時代ですよ、国全体の流れとすると。

そんな中で、地元の農業を守りたいと御意向の中でそういう施策も地方自治の原点に基づいてされることは、私もやぶさかではございません。ただ、これはもう少し視点を広く見てほしいんですね。

きのうでしたかね、新聞に出ました。イノシシの料理をするという方が出られました。どんどんこの方を支援しなくちゃいけないと私は思うんですね。イノシシもとるはいいが、これをきちっとしなせんと、腐ると産廃ですよ。処理するほうがお金がかかるんです。

今、国はコマツとトヨタがぐるになって、ぐるじゃいけませんね、ジョイントしまして、トラックでイノシシを運び出したら保健所が許可できる、加工できるプラントを、小さなプラントをつくらうとしております。そういう意味ではこの広域の中できちっとイノシシを確保して、ある意味じゃあイノシシ牧場をしたほうがもうかるかもわかりませんよ、野菜をつくるよりも。だから、毛もつくれますからね。皮もつくれますからね。

だから、こういう補助金、報奨金にかかわらず、もっとビジネス。要は観光振興、観光拠点、味覚、食、こういうジャンルでもせっかくやろうという意思の方が出てらっしゃるんで、前広に捉えて、極端にいや、根こそぎ山からイノシシを持って帰って、料理して、加工して売ればいいわけですよ。もっともっとこれ予算をつけなきゃいけませんよ。これは非常に一般質問にあったように、何かを守るためにいやおうなしに3,000円ずつ出そうぐらいのレベルです。違うんですよ、発想が。

そういう意味で、もっとこれは重点を入れて予算を組んでいただいて、広域で、最先端の技術も取り入れられて、今の観光振興にも生かしていける要素ですから、ぜひ検討いただきたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 荒瀧議員、答弁は要りませんか、要りますか。

ほかにありませんか。沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 障害者自立支援事業3,860万1,000円についての詳細な説明を求めます。

~~~~~

議長（山吹） 時光民生部次長。

~~~~~

民生部次長（時光） 27ページになりますか、障害者総合支援事業の扶助費3,860万1,000円の増額でございますが、これは障害者、障害児の福祉サービスの給付に係る扶助費の増額でございます。当初予算におきまして、これまでの実績を踏まえて予算を計上しておいたわけでございますけど、今年度、サービスの利用がかなり伸びておりまして、不足が生じる見込みとなったということで、3,800万円の増額をさせていただいております。

特に、増額となった要因といたしまして、ふえましたのが放課後児童デイサービス、障害児の方の放課後のデイサービス、一時預りといいますか、こちらがかなりふえております。また、就労支援B型というのがございます、精神障害のほうの方が、これは就労といたしましても契約ではなくて、皆さんと一緒に作業をしてその分配金を得るというものでございますが、こちらの利用がかなりふえておると、そういう傾向がございます。その他の利用についても伸びがいつもよりは多いということで、今年度補正をさせていただいたということでございます。

~~~~~

議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~

5番（沖田） 利用者が増加したということで、事業所がふえたということではないんですね。

~~~~~

議長（山吹） 時光民生部次長。

~~~~~

民生部次長（時光） 実績からいいますと、利用者がふえたということ。それから、利用者の増がないサービスにつきましても、個々の利用日数がふえたというのが原因がございます。ただ、事業所につきましても、近隣を含めましてかなり充実はしてきているというふうに捉えております。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第59号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第11、議案第60号、平成29年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第60号、平成29年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ52万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億9,478万1,000円とするものでございます。

歳入の内容は、4款 繰入金の1項 一般会計繰入金において、52万9,000円の増額でございます。

歳出の内容は、1款 総務費の1項 総務管理費では、委託業務等の減及び人件費の調整により12万7,000円の増額でございます。

2款 事業費の1項 下水道事業費では、人件費の調整により6万1,000円の増額、3款 公債費の1項 公債費では、平成28年度借入分の利率確定に伴い、償還金利子34万1,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第60号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(山吹) これより日程第12、議案第61号、平成29年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第61号、平成29年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)案について、御説明申し上げます。

保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ31万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億2,570万9,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ149万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,225万円とするものでございます。

保険事業勘定の内容は、歳入では、6款 繰入金の1項 一般会計繰入金において、31万円の減額でございます。

歳出では、2款 保険給付費において、利用者の増減に伴い、各サービス等に係る給付費を調整しております。

3款 地域支援事業費の1項 一般介護予防事業費と、2項 包括的支援事業任意事業費では、人件費の調整により、それぞれ16万2,000円の増額、47万2,000円の減額でございます。

4款 基金積立金では、23万3,000円を減額し、5款 諸支出金の1項 償還金及び還付加算金において、過年度分の保険料還付金23万3,000円を増額しております。

次に、介護サービス事業勘定の内容は、歳出では、1款 事業費の1項 介護予防支援事業費において、人件費の調整により149万円を減額し、歳入では、一般会計から

の繰入金と同額減額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） ちょっと教えてもらいたいのは、特定入所者介護サービス等費というのと介護予防サービスの諸費というのが、これどちらも600万円減と600万円増となっております。これはシステムとか、何かそういう事務的手続が変わったということなんでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

高齢者支援課長（加島） 20ページの特定入所者介護サービス費が600万減、これはシステムではなくて、このサービスというのが施設とかショートステイ、短期入所を使われた方に対して、低所得者の方の食費とか居住費を減額するというものでございます。それが600万円減というのは対象者が減っているということで、600万円減額になっておりまして、あと介護予防サービス給付費、これは要支援の方のサービスが当初の見込みよりはちょっと上回って600万増額してるということでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~

10番（大瀬戸） たまたま同額だったということでいいんですかね。

~~~~~

議長（山吹） 加島高齢者支援課長。

~~~~~

高齢者支援課長（加島） 実際そういうことになります。たまたまということです。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第61号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

議長（山吹） これより日程第13、議案第62号、平成29年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三村） 議案第62号、平成29年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、収益的収入予定額を11万円増額し、総額を5億3,504万1,000円とし、収益的支出予定額を115万3,000円増額し、総額を4億9,167万3,000円とするものでございます。

増額の主な内容といたしましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、浄水場等における電力料及び郵送料等の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第62号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

(散会 11時36分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員